

九州ルーテル学院大学における他の大学の授業科目を履修する 学生の取扱いに関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、九州ルーテル学院大学学則第20条に基づき、他の大学において授業科目を履修する場合の取扱いに関し必要な事項を定める。

(事前の協議)

第2条 他の大学との事前の協議は、次に掲げる事項について学長が行う。

- (1) 履修科目及び単位数
- (2) 履修期間
- (3) 対象となる学生数
- (4) 単位の取扱い
- (5) 授業料等費用の取扱方法
- (6) 学生の身分取扱い
- (7) その他必要な事項

(履修の手続)

第3条 他の大学で授業科目を履修しようとする学生は、履修登録期間において履修願(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付の上、教務課に提出しなければならない。

- (1) 成績証明書
- (2) 健康診断書
- (3) その他必要な書類

(履修の許可)

第4条 他の大学における授業科目の履修の許可は、教授会の議を経て学長が行う。

(受入れの依頼)

第5条 前条により履修を許可した学生について、他の大学との単位互換に関する協定書(以下「協定書」という。)に基づき、当該他の大学に受入れを依頼するものとする。

(履修制限)

第6条 他の大学における授業科目の履修は、在学中最大5科目まで認めるものとする。

(授業料等)

第7条 検定料、入学料及び授業料については、他の大学との協定書によるものとする。

(許可の取消し)

第8条 他の大学での授業科目の履修を許可された履修中の学生が、成業の見込みがないと認められるとき、学生としての本分に反したとき又はその他履修が困難と認められる事情が生じたときは、当該他の大学との協議により許可を取り消すことがある。

(履修の報告)

第9条 他の大学の授業科目の履修を終了した学生は、速やかに授業科目履修報告書(様式第2号)に、次に掲げる書類を添付して教務課に提出しなければならない。

- (1) 当該他の大学が発行した学業成績証明書
- (2) 当該他の大学の授業科目履修要項及び授業時間割
- (3) その他必要な書類

(単位の認定)

第10条 学生が他の大学において履修した単位の認定は、協定書、前条に規定する授業科目履修報告書及びその添付書類に基づき、教授会の議を経て学長が行う。

2 単位認定は、学則別表1に基づき、単位互換科目として認定する。

3 認定した単位は、その他の科目として卒業単位に含む。

(授業料の納入)

第 1 1 条 他の大学の授業科目の履修を許可された学生は、当該期間中においても、本学に授業料を納入しなければならない。

附 則

この規則は、令和 5（2023）年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

履 修 願

年 月 日

九州ルーテル学院大学長 殿

所属学科・専攻：_____

学籍番号：_____

氏 名：_____

学則第20条に基づき、下記のとおり他の大学の授業科目を履修したいので、許可願います。

記

1. 履修先大学

2. 在籍身分

3. 履修科目

・授業科目名

・講義・演習・実習等の別

・単位数

・担当教員名

・履修期間 年 月 日 ～ 年 月 日（ か月）

4. 理由

様式第2号（第9条関係）

授業科目履修報告書

年 月 日

九州ルーテル学院大学長 殿

所属学科・専攻：_____

学籍番号：_____

氏 名：_____

1. 履修先大学

2. 在籍身分

3. 履修期間 年 月 日 ～ 年 月 日（ か月）

4. 授業科目

・授業科目名

・講義・演習・実習等の別

・単位数

・担当教員名

・受講期間 年 月 日 ～ 年 月 日（ か月）